

予定価格が50万円を超える業務委託（測量、地質調査、調査一般（地質調査以外）業務、建設コンサルタント業者、補償コンサルタント業者、建築設計事務所への委託）で随意契約としたもの

No	委託名	委託対象 場所	業務概要	契 約			契約相手	見積り徴収 相手方数	随意契約とした理由	適用条文	担当課
				契約日	契約期間	契約金額(円)					
1	こんぜの里周辺施設市場調査等実施委託業務	観音寺 他 地先	サウンディング型市場調査の企画、民間事業者アンケート調査の実施、検討委員会の運営支援	令和4年 7月4日	令和4年 7月4日 ～ 令和5年 3月24日	5,841,000	パシフィック コンサルタンツ(株) 滋賀事務所	1 者	公募型プロポーザルにより受託候補業者として選定したため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 栗東市財務規則 第162条第1項第2号	農林課
2	栗東市開発申請区域関連データ整備委託業務	市内空域	開発許可申請図書データベースシステムへのデータ入力 等 1 式	令和4年 8月23日	令和4年 8月23日 ～ 令和5年 2月28日	2,036,100	(株)かんこう 滋賀営業所	1 者	当該システムは、当社が独自に制作したものであり、当社以外の者によるデータ入力等は不可であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 栗東市財務規則 第162条第1項第2号	住宅課
3	計量法検定期間満了に伴う量水器取替委託業務	市内一円	市内全域に設置している本市所管量水器の内、令和4年度までに計量法第16条ならびに計量法施工令第18条に規定される検定期間（8年）が満了予定の量水器を取り替える	令和4年 8月12日	令和4年 8月12日 ～ 令和5年 1月13日	10,846,000	栗東市上下水道 工事協同組合	1者	当該業務について、対象箇所が非常に多く、またメーター検針期間との兼ね合いもあり作業期間がごく限られていることから、相当数の技術者や作業員、資材等を確保する必要がある。また、給水装置に係る作業であるため、本市水道事業給水条例に基づき本市指定給水装置工事事業者でなければならないことや、作業に伴い漏水や濁水等のトラブル発生も懸念され、本年度の漏水修理等年間委託業務を受託し緊急時の迅速な対応が可能であるため。	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号 栗東市財務規則 第162条第1項第2項	上下水道課
4	計量法検定期間満了に伴う遠隔式量水器取替委託業務	手原 他 地先	集合住宅に設置している計量法令に定められた検定期間（8年）満了が到来する本市水道メーター（遠隔式）の取替作業ならびに対象量水器台帳の作成。	令和4年 8月19日	令和4年 8月19日 ～ 令和4年 11月18日	885,126	愛知時計電機(株) 大阪支店	1 者	当該業者について、本市が所管する遠隔メーターの全てが同社製であり、遠隔式メーター設備全体のうち、その一部である個別メーター、個別受信器と結線を交換するもので、本体と一体不可分の関係であることから、交換時の不具合や、特殊な接続、受信機の不具合については同社でないと、正確な判断が困難であり、また、責任所在を明確にするため。	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号 栗東市財務規則 第162条第1項第2号	上下水道課